○国土交通省告示第千五十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六　最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車（前号の自動車を除く。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、保安基準第二十二条の五第一項の規定

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
一号	五所川原市大字太刀打字柳川からつがる市柏稲盛岡本まで	改築	平成二十六年十一月三日

○関東地方整備局告示第三百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員	七・八五～一五・〇〇メートル	〇・〇四六キロメートル
延長	一三・六二～一六・五九	〇・〇四六

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百二十六号	千葉市若葉区加曽利町七一番一から同市若葉区加曽利町七〇番一まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十月三十一日

○北陸地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員	三二・〇〇～九四・〇〇メートル	一・三五二キロメートル
延長	一・三五二	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員	一二・五六～二三・二一メートル	〇〇・五八一キロメートル
延長	一三・一五～四五・四四	〇・五八一

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	豊橋市西浜町八番九地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二日

○近畿地方整備局告示第百八十六号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十六年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十六年十月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

認定更新番号表

（平成26年10月1日）

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
代浄化槽		
株式会社クボタ 代表取締役　木股　昌俊 クボタ浄化槽　ＨＣ－14Ｂ型	6－09Ｋ－Ｈ－002	6－14Ｋ－Ｈ－001